

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成28年1月8日（平成28年（独情）諮問第6号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（独情）答申第2号）

事件名：特定会社の融資審査の検討資料の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定会社の融資審査の検討資料（信用調査票）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月9日付け日公総法第27-7号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分は、次のとおり違法、不当である。

添付している証拠書類等を参照。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書

ア 下記第3の2「（1）本件異議申立てに係る開示請求対象文書の内容」について

不開示理由の本来の理由は公庫の不祥事を隠ぺいすることである。

イ 下記第3の2「（2）融資取引に関する情報の取扱い」について

諮問庁は「このため、公庫との融資取引（融資の申込を含む。以下同じ。）があるという取引者の信用に関する情報が公にされることにより、当該取引者が一般の金融機関から融資を受けられなくなっているなど第三者から誤った認識を持たれ、当該取引者の信用の低下を招くおそれがある。」としているが、公にされても既に一般の金融機関から融資は受けられない状態。信頼の低下は既に招いてい

る。

また、「取引者の信用に関する情報は、法5条2号イの規定において不開示とする「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。」としているが、公にされなくても既に法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害されている。

ウ 下記第3の2「(3) 存否を明らかにしないで開示請求を拒否する理由」について

諮問庁は「法5条2号イの規定において不開示とする「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するもの」、「公庫が当該取引者と融資取引がある、又はあったという事実を認めたことになることから、本件対象文書の存在の有無を回答すること自体、法5条2号イの不開示情報を開示することと同様の結果を生むと認められる。」としているが、上記イと同様である。

エ 下記第3の2「(4) 異議申立人の見解について」について

異議申立書に添付されている資料の内容は公庫の審査等への個人的な意見等ではなく、事実関係に基づいた証拠書類である。本件諮問事件で答申を委ねることが賢明である。

オ 下記第3の「3 結論」について

全て実名で開示されない為、不開示理由にはならない。

(本答申では、融資に係る具体的な主張及び添付書類は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

- ・平成27年9月18日 開示請求書受領
- ・平成27年9月18日 開示請求手数料受領
- ・平成27年10月9日 不開示決定通知書発送
- ・平成27年12月8日 異議申立書受領

2 不開示理由

(1) 本件異議申立てに係る開示請求対象文書の内容

本件異議申立てに係る開示請求対象文書である「信用調査票」(以下、第3においては「対象文書」という。)は、公庫に融資の申込みがあった場合に、申込人・企業(以下「取引者」という。)ごとに公庫において作成する法人文書である。

対象文書のうち、取引者についての内容に係るものは、取引者の氏名・法人名、住所などの属性情報のほか、取引者に対する調査内容、融資判断に至る検討内容、融資可否の判断結果等、取引者の申込から融資可否の判断に至るまでの調査・検討内容を記録した文書や、取引者から

提出があった参考資料等のうち公庫で保管が必要と判断した文書などを束ねたものである。

(2) 融資取引に関する情報の取扱い

対象文書に登載されている融資取引に関する情報は、取引者の事業に関する情報の中で特に重要な資金に関する情報に該当し、取引者にとっては、当該取引の有無を含めて一般に秘密にしたい企業の信用に関する情報である。他方、金融機関においては、当該情報を開示することは守秘義務の観点から行われておらず、これは公庫においても同様である。

特に、政府系金融機関である公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）1条に「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ」と規定されているように、一般の金融機関との取引が円滑でない者の資金調達を支援するセーフティネット機能を果たすことを業務目的の一つとしている。このため、公庫との融資取引（融資の申込を含む。以下同じ。）があるという取引者の信用に関する情報が公にされることにより、当該取引者が一般の金融機関から融資を受けられなくなっているなど第三者から誤った認識を持たれ、当該取引者の信用の低下を招くおそれがある。

したがって、取引者の信用に関する情報は、法5条2号イの規定において不開示とする「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 存否を明らかにしないで開示請求を拒否する理由

上記(1)で述べたとおり、公庫において、取引者である特定の者の情報が記載された対象文書を保有することは、当該取引者が公庫と融資取引がある、又はあったことを意味する。そして、融資取引がある、又はあったという取引者の信用に関する情報は、上記(2)で述べたとおり、法5条2号イの規定において不開示とする「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものである。

したがって、仮に融資の取引がある、又はあった場合でも、その取引の存在を前提に対象文書を不開示とすることは、公庫が当該取引者と融資取引がある、又はあったという事実を認めたことになることから、対象文書の存在の有無を回答すること自体、法5条2号イの不開示情報を開示することと同様の結果を生むと認められる。

よって、法8条に基づき、存否を明らかにしないで開示請求を拒否するものである。

なお、法の定める開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認めている制度であることから、開示・不開示

の判断にあたっては、請求者本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮されないものである。

(4) 異議申立人の見解について

異議申立書に添付されている資料は、異議申立人たる法人の関係書類と推測されるが、これらの資料に記載されている内容は公庫の審査等への個人的な意見等であり、公庫が行った不開示決定処分に対する異議申立ての理由にはなり得ない。

よって、異議申立人の主張は失当である。

3 結論

以上の理由から、本件対象文書の存否を明らかにせずに不開示とした公庫の決定は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月8日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年3月29日 審議
- ⑤ 同年4月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定会社を名指しし、当該特定会社の融資審査の検討資料（信用調査票）（本件対象文書）の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条2号イにより不開示とすべき情報を開示することになるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象文書の存否を答えることは、特定会社が公庫と融資取引がある、又はあったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

また、公庫に融資の申込みを行った企業等の、融資取引に関する情報は、事業に関する情報の中で特に重要な資金に関する情報に該当し、当該取引の有無を含めて一般に秘密にしたい企業の信用に関する情報であって、他の金融機関同様、公庫においてこれを公にすることはなく、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する旨の諮問庁の説明は否定し難く、本件存否情報は法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(2) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イに規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋